

岩手県告示第541号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和6年11月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 奥州市水沢佐倉河から胆沢郡金ヶ崎町西根まで
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年10月22日から同年12月13日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量、水準測量、数値図化及び三次元点群測量